

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年6月30日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者 住友不動産ハウジング株式会社 首都圏事業所 多摩エリア山梨営業所	
住 所 山梨県甲府市中小河原町533-5	
氏 名 エリア統括 佐々木 亮介	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 050-3112-6710	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友不動産ハウジング株式会社 首都圏事業所 東京多摩エリア 山梨営業所
事業場の所在地	山梨県甲府市中小河原町533-5
計画期間	2025年4月1日～2026年5月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	6億円
③ 従業員数	17人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	県内各現場 → 収集運搬 → 中間処理 → 再生利用事業者 (石綿)最終処理

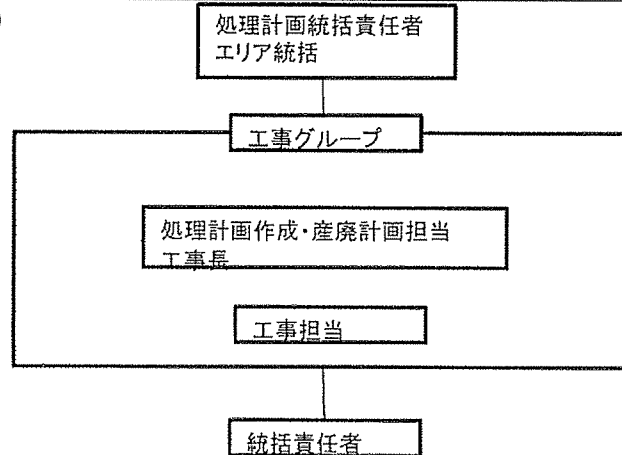
(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量		
		t	t
（これまでに実施した取組） 建設現場において、混合廃棄物を分別し発生抑制に努めました。廃棄物の容器をフレコン袋やガラ袋など種類ごとに分けることで廃棄物の抑制につながった			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量		
		t	t
（今後実施する予定の取組） 廃棄物の発生に関しては比例しますが、現在の分別方法を継続し廃棄物の発生を最小限に抑制する			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現場にフレコン袋・ガラ袋を用意し、がれき類の分別排出をこころがける・石膏ボードは濡れないようにしリサイクルに務める
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・すでに実施していることは継続し、廃棄物処理業者と連携し、分別することで廃棄物の再生利用に務める

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙参照 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙参照 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙参照 t	t
	自ら中間処理により液量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙参照 t	t
	自ら中間処理により液量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙参照 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙参照 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照 t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	
	・現場にフレコン袋・ガラ袋を用意し、がれき類の分別排出を心がける ・石こうボードは濡れないようにしリサイクルに務める	

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙参照	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t
	(今後実施する予定の取組) ・その他の廃棄物についても分別を実施する		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[2025] 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の要領及び計画の量）

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量

（単位：t） 「計画」欄：当年産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量 (※)	自らの再生利用を行った（行う）量				自らの焼却を行った（行う）量				自らの中間処理を行った（行う）量				自らの埋立処分又は 海洋投入処分を行った（行う）量				処理の委託に関する事項			
		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
1 燃え殻																					
2 汚泥																					
3 廃油																					
4 廃酸																					
5 廃アルカリ																					
6 廃プラスチック類	34.93	42.00										33.00	38.00	1.93	4.00						
1 紙くず段ボール	6.78	8.00								6.78	8.00			6.78	8.00						
2 木くず	335.79	350.00								335.79	350.00										
3 繊維くず	7.09	8.00								7.09	8.00	7.09	8.00							335.79	350.00
4 動植物性残さ																					
5 ゴムくず																					
6 金属くず	12.77	15.00								12.77	15.00			12.77	15.00						
7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	106.70	120.00								106.70	120.00	22.70	30.00	84.00	90.00						
8 石膏ボード	45.28	50.00								45.28	50.00			45.28	50.00						
9 かねき類	537.54	550.00								537.54	550.00	160.00	170.00	377.54	380.00						
10 管理型混合	57.91	60.00								57.91	60.00	57.91	60.00								
11 建設混合（石綿）	9.23	10.00								9.23	10.00	9.23	10.00								
12 ガラスくず（石綿）	10.50	11.00								10.50	11.00	10.50	11.00								
13 かねき類（石綿）	39.22	40.00								39.22	40.00	39.22	40.00								
14 処分するために処理したもの																					
合 計	1203.74	1264.00								1203.74	1264.00	339.65	367.00	528.30	547.00					335.79	350.00

※ 総排出量＝自らの再生利用を行った（行う）量＋自らの中間処理により減量した（する）量＋自らの埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・産業廃棄物の種類ごとに、当ではまる欄の左側に前年度要領（現状）の量を、右側に本年要領（目標）の量を、それぞれ記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右側にそれぞれの量を記載してください。

